

改正 平成30年4月1日

1 目的

この要綱は、市民のスポーツ・レクリエーションの振興および心身の健全な育成を図るため、民有地等の空闲地を利用する運動広場の設置に関し必要な事項を定めることを目的とする。

2 対象の土地

対象の土地は、空闲地の状態であるもので、市において現況を調査の上適当と認め、かつ、次の各号に掲げる条件を備えた場所に限るものとする。ただし、市長が必要と認めたときは、この限りでない。

- (1) 面積が1,000平方メートル以上であること。
- (2) 市の屋外運動施設（学校施設を除く。）、既設の運動広場から直線距離で500メートル以上離れていること。
- (3) 民有地の場合は、原則として10年以上の賃貸借契約または使用貸借契約が可能な土地であること。
- (4) 市有地の場合は、おおむね10年以上使用しない土地または使用目的が未定の土地とすること。
- (5) 利用について相当程度の需要が見込まれること。
- (6) 自治会等公共的団体が責任をもって管理できること。

3 施設

- (1) 土地の形態は、更地の状態で利用するものとするが、現状に応じて最小限度の整地を行う。
- (2) 運動広場の設備は、次に掲げるものを設けるものとするが、付带的設備については、面積、周辺環境の状況により考慮することができる。ただし、遊具は設置しない。
 - ア 標準的設備 便所、水飲み場、注意板
 - イ 付带的設備 ベンチ、日よけ、ネットフェンス、防球ネット等
- (3) 夜間照明設備の設置については、別に基準で定める。

4 施設管理

- (1) 運動広場の維持管理は、当該区域内の自治会等公共的団体に委託するものとする。
- (2) 前号の規定にもとづく運動広場の維持管理委託を受けたものは、善良な管理者の注意をもって維持管理しなければならない。

5 賃借料等

- (1) 運動広場の用地は、有償にて借受けする（固定資産税は課税）。ただし、固定資産税が非課税の土地または免除されている土地については無償借受けとする。
- (2) 運動広場の賃貸借契約における賃借料、施設の管理・清掃にかかる委託料については、別に定める。

6 実施期日

この要綱は、平成22年4月1日から実施する。

7 経過措置

この要綱の一部改正は、平成30年4月1日から実施する。